

## 居宅介護等事業所運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する丹波篠山市社会福祉協議会・居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を、総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は介護職員初任者研修の修了者等（以下「訪問介護員」という。）が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員は、利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前各項の規定のほか、障害者総合支援法の「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」の規定により、具体的取扱方針を遵守する。

### (名称及び位置)

第3条 この名称及び位置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 丹波篠山市社会福祉協議会 居宅介護事業所
- (2) 位置 丹波篠山市網掛 301 番地 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務） 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 3名以上（介護福祉士等） 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 10名以上（訪問介護員） 指定居宅介護等の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名（兼務） 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く、月曜日から金曜日までとする。ただし、営業日以外の訪問活動については、特別な事情がある場合は、相談に応じることとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業時間以外の訪問活動については、特別な事情がある場合は、相談に応じることとする。
- (3) 営業時間外 留守番電話により相談を受け、後日、営業日に対応する。

(居宅介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護等の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 身体介護
  - (2) 家事援助
  - (3) 通院介助
  - (4) 重度訪問介護
  - (5) 同行援護
  - (6) 移動支援
- 2 利用者は、前条に規定するサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用に係る実費負担額を事業所に支払い、障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業所が市町村から代理して受領し、前項に規定する利用者負担額及び実費負担額は1月ごとに計算し、利用者は、これを翌月の27日までに支払う。
- 3 次条に規定する通常の事業の実施地域以外で行う場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の各号の額を徴収する。
- (1) 実施地域を越えたところから、サービスの実施地までが、片道5キロメートル未満 200円
  - (2) 実施地域を越えたところから、サービスの実施地までが、片道5キロメートル以上は、5キロメートルごとに200円加算
- 4 各項に規定する利用料等の支払いを受けたときは、利用者、又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について、記載した領収書を交付する。
- 5 事業者の提供開始に際しては、利用者、又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明をした上で、その内容及び支払いについて、文書による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、丹波篠山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、家族、利用者に係る相談支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 利用者に対する指定居宅介護等の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第9条 提供した指定居宅介護等に係る利用者及び家族からの苦情に迅速、且つ、適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

(2) 成年後見人制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。

(5) 虐待の防止等のための責任者の設置

(身体的拘束等の禁止)

第11条 サービス提供にあたっては、当該利用者、又は他の利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

ものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (2) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(暴力団等の排除)

第14条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他、運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の各号のとおり設けるものとし、又、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、在職中及び退職後も、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、居宅介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、運営に関する契約書及び重要事項説明書等は、社協の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。